

公立大学等にふさわしい新たな認証評価について

大学の発展を促す、対話と納得感のある評価を目指して

2012.06.15 公立大学の質保証に関する特別委員会

J

12/6/15 13時29分

1

1 公立大学の評価についての課題

- ▶ H22年度総会で「認証評価の今後の展開」をテーマに討論。
- ▶ これを踏まえ、2つの調査で課題を把握。

認証評価

- 認証評価に関する課題 (H22年10月1日)
- 法人評価との法的・制度的な統合が必要。
- 公立大学の実情に合った評価基準と公立大学の実情を理解できる評価委員が必要。
- 認証評価結果で公立大学の役割をアピール。
- 他の公立大学における実践例など情報共有システムや研修が欲しい。
- 認証評価機関の手順に添うような報告書作りに陥りがち。大学の独自性や創意性に影響あり。
- 一方通行ではない自由な討議で、被評価者・評価者が双方向で学べる評価となるべき。
- 「仕分け」によって大学評価・学位授与機構の認証評価活動は廃止か。公立大学の対応が課題。

法人評価

- 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価委員会の評価の状況 (H22年7月12日)
- 自己点検評価、認証評価と作業が重複。項目の統合化を含めて評価手順等の見直しが必要。
- 全学的なエビデンスの整備・共有は進んだ。
- 年度評価は客観的な進行把握のはずが、教育・研究の質や成果までも言及され、対応に苦慮。
- 中期計画から離れ、評価委員の専門分野や関心に基づく意見が一部みられ、対応が困難。
- 評価に対する認識は一部の管理職にとどまり、情報も全学的に活用できる状況ではない。
- 中期計画の事業は必ず実施との誤解もあり、計画策定から年数が経つにつれ混乱が広がる。

2

2 公立大学協会における評価に関する議論の経緯

- ▶ これまで公立大学は**複数の認証評価機関**により質保証。

大学評価・学位授与機構(独立行政法人) → H24手数料更新、短大評価廃止。H26年度新法人へ移行

大学基準協会(長い歴史を持ち多くの国公私立大学を会員とする公益財団法人)

日本高等教育評価機構(私立大学協会が母体となって設立された公益財団法人)

- ▶ 平成22年度調査で「**評価制度の課題**」が明らかに。

▶ **公立大学の特性を踏まえた評価が必要**。法人評価との関係は? etc.

- ▶ 平成23年度には公立大学の「**先進性**」を認識。

▶ 教育情報の公表(ポートレート、DB…)の進展 → **評価作業の多くの部分を代替可能**

▶ GP事業に見る公立大学の教育改革の推進 → **重点を置く機能が明らかに**

▶ 特色ある学長マネジメントの展開 → **機能強化と改革推進のためのガバナンス**



- ▶ 国の「**評価制度の抜本改革**」、「**大学情報の公表の徹底**」等を踏まえ、平成24年度に**認証評価に関する検討を開始**。

3

3 新たな認証評価の方向性

- ▶ **公立大学にふさわしい認証評価とは?**



- ▶ **支援する視点で評価**

▶ 今まに見てほしい部分を評価。一方で、大学の課題についても積極的に意見交換ができる評価。

- ▶ **納得感と継続的対話を大切にする**

▶ 対話による納得感のある評価を実施。様々な協議の場で、日々の改革に関し対話の継続。

- ▶ **設置団体等との関係に留意**

▶ 設置団体の大学に対する理解を促進し、大学を積極的に活用する高等教育政策を導く。

▶ 設置者行政、法人評価実施に関する参考情報を提供。

- ▶ **大学の構成員の学びの場として機能**

▶ 評価チームへの教職員の参加、大学評価機関への職員派遣、評価人材のFD・SDの実施。

- ▶ **負担軽減**

▶ 過去の評価結果を踏まえ、評価ロードを軽減しながら、大学の機能に沿った評価を実施。

4

4 国の検討状況「大学改革実行プラン」(H24.6/文部科学省)

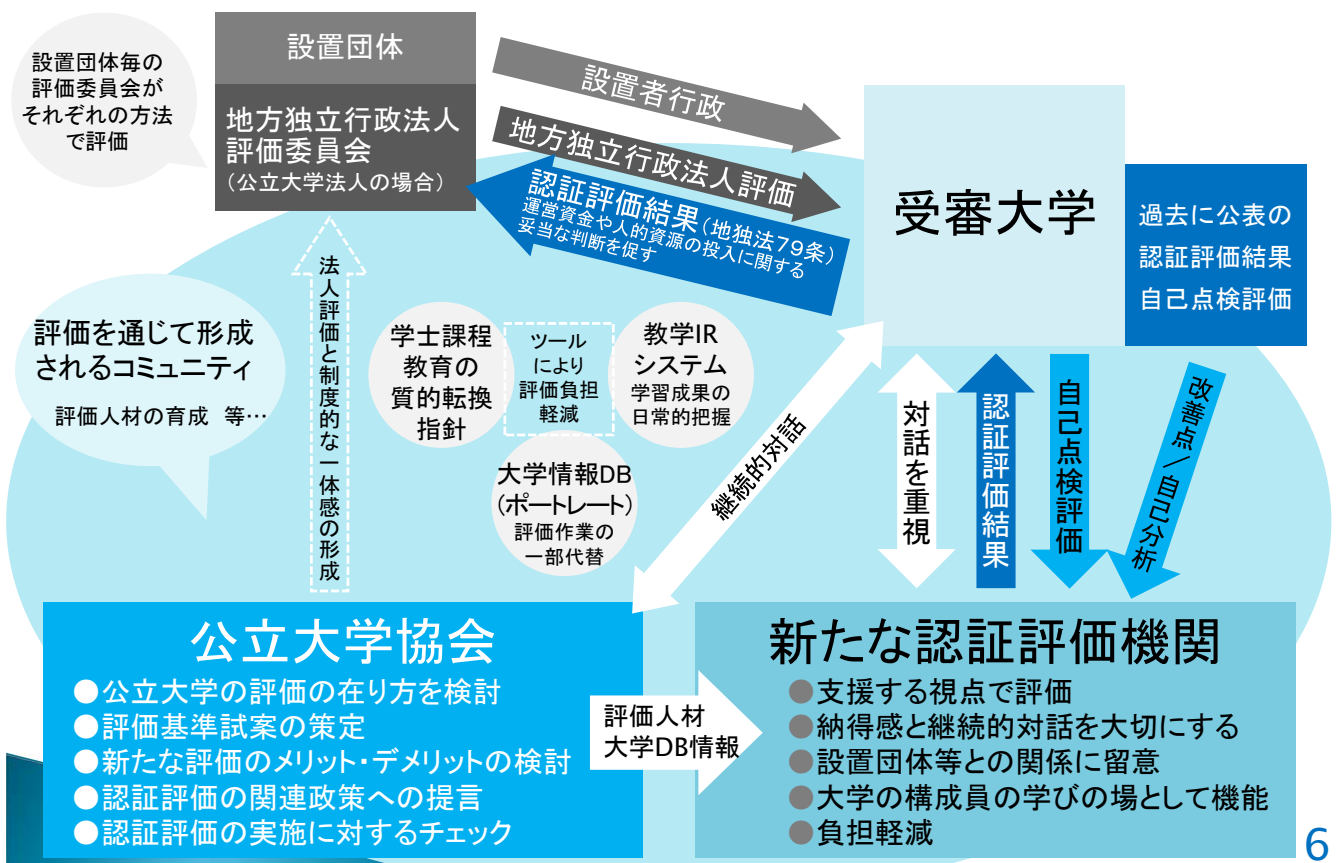
(評価制度の抜本改革)

- 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価へ。
 - 最低限の質保証の評価を簡素化、特定の教育研究活動に重点化。
- 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信。
 - 強みや特徴を明らかにする、比較可能な客観的指標の開発。
- 認証評価を通じて、学習成果の把握・検証を促進。
 - 教育研究環境の評価から、活動状況・成果把握・改善の評価への発展。
- 情報公表や評価制度間の連携で効率化を図る。
 - 大学ポートレートの活用。法人評価との一体的実施。
- 幅広い関係者の声を反映させる仕組みづくり。
 - 高等学校、自治体、産業界等の意見を聞き、積極的に社会へ公表。

5

5 公立大学の特性を考慮した認証評価(イメージ)

大学の発展を促す対話と納得感のある評価



6

6 新たな評価基準の策定(第1次素案)

地域の要請を踏まえた教育・研究を行う大学にふさわしい「大学評価基準(第1次素案)」

(法令項目に沿った評価基準)

I 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準

1 大学の目的 ～ 12 地域の要請を踏まえた教育研究 (計12の基準)

(過去に認証評価を受け、評価結果が存在する場合に選択可能な評価基準)

II 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準

- 1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善
 - 2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進
 - 3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス
- (計3つの基準)



- ▶ 公立大学法人については「**認証評価機関の評価の活用**」(地独法79条)のための運用上の工夫を行う。

7

7 今後の取組み

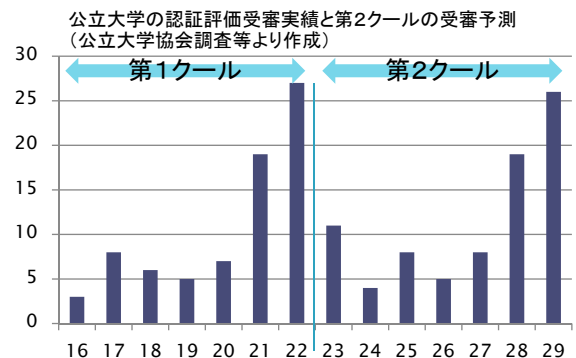
- ▶ 新たな**評価基準**の試案を作成。
- ▶ **評価を実施する機関**の構想。



- ▶ **メリット**(評価ロードの削減、公立大学への適合)が存在するか、**地区協議会**(9月)等で議論を深める。
- ▶ **学長会議**(11月)において、**取組みの方向**を定める。



- ▶ **新たな機関を構想する場合**は**フィージビリティ研究**を進め、**評価人材の掘り起し**を図り、**受審ピーク**(H28~H29)に備える。
- ▶ **機関構想の判断に至らない場合**は**関連政策等**へ生かす。
 - 各認証評価機関の評価基準へ提言。
 - 新たな認証評価の在り方や大学教育の質保証のための新法人について提言。



8